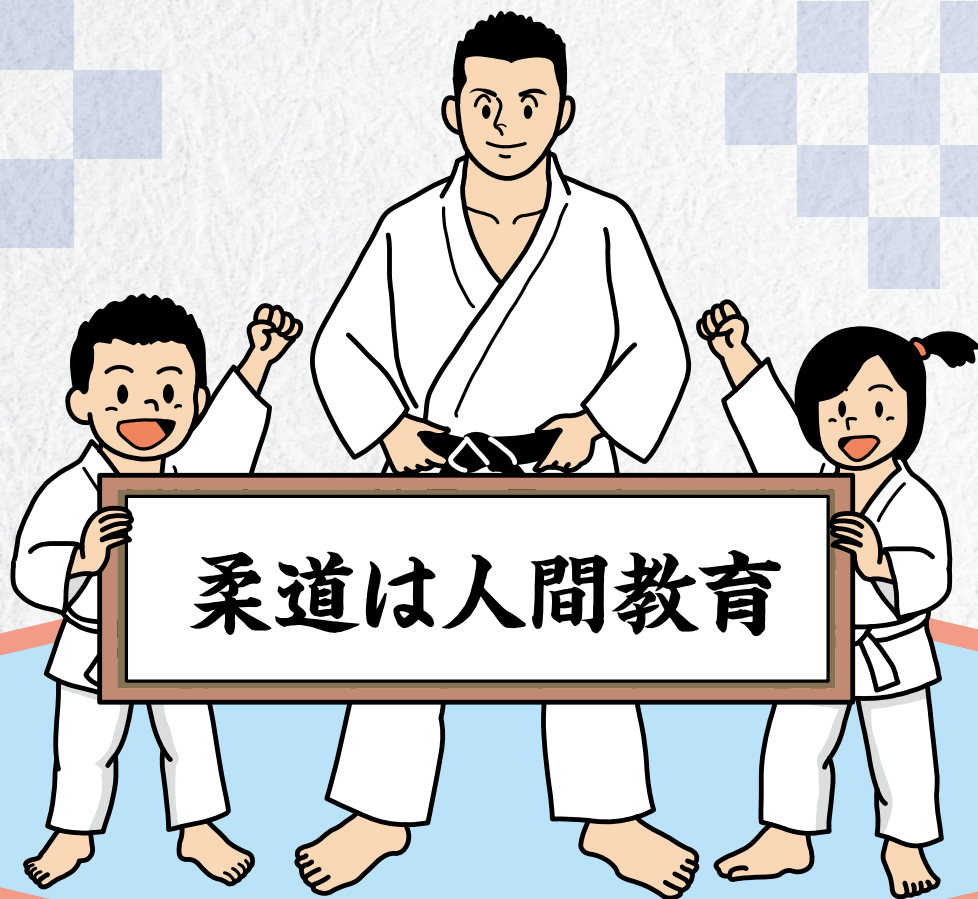

暴力・体罰・セクハラ問題を 学ぶためのガイドブック



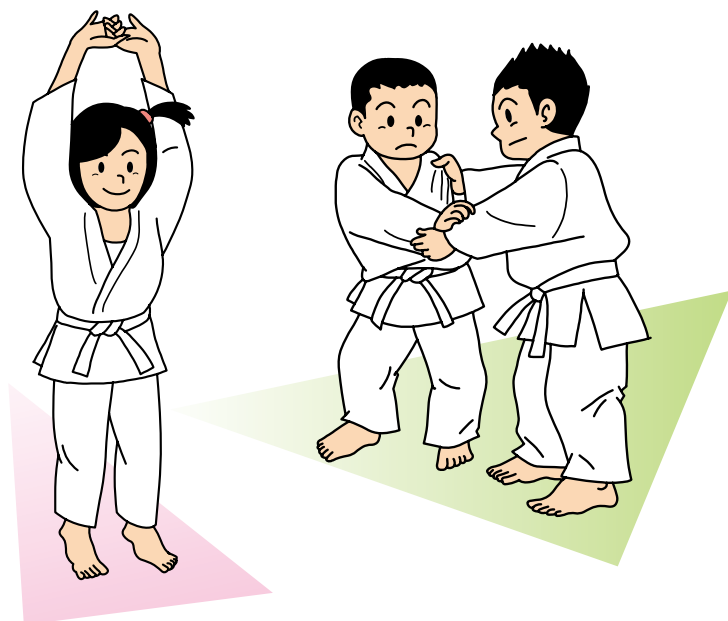
公益財団法人 全日本柔道連盟

はじめに

全国の柔道指導者のみなさま方は、日頃、柔道を通しての人間教育の実践を心がけ、熱意をもって指導にあたっておられることと思います。しかし、過去に目を向けると、指導にあたっての心構え、具体的な指導方法などについて誤解や行き過ぎがあったため、人間教育の実践という柔道指導の本来の目的を達成できず、また、次代を担うべき青少年を柔道から遠ざけてしまう結果となった残念な事例も散見します。

今回配布する「ガイドブック」は、みなさま方の日常の指導の参考として頂くため、過去の事例などを参考にしつつ、わかりやすい具体例を作成して、Q&A方式でまとめたものです。このQ&Aは、指導に当たっての疑問や問題点の回答や正解を示そうとするものではなく、日常の指導の具体的場面に応じて、みなさまが直面する問題を考える材料を提供しようとするものです。各種研修等においても十分に活用して頂きたいと考えております。





目 次

はじめに.....	2
1 暴力（体罰を含む）・セクハラについて正しく理解しよう！…	4
2 柔道界における暴力・セクハラの実態について知ろう！……	6
3 指導者として気をつけましょう！ 全柔連事務局に苦情がきています！……	8
4 暴力・セクハラに関する Q&A ……	9
5 参考資料 ……	13
相談先一覧 ……	14

1

暴力（体罰を含む）・セクハラについて 正しく理解しよう！

◆ 体罰とは？

- ▶ 体罰は、指導の際になされる暴力的な行為のことを言います。学校教育法第11条においても禁止されている、違法な行為です。
- ▶ 生徒（児童・生徒・学生を含む）に対しては、指導と関係ない暴力的な行為はもちろんのこと（これは体罰ですらない単なる暴力です）、指導としても暴力的な行為を行ってはなりません。それは体罰として許されない行為です。

◆ どういう場合が体罰？

- ▶ 体罰は、一義的に定義できるものではなく、個々の事案を客観的に考慮して判断するものです。
- ▶ 身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えるようなもの（正座や直立姿勢を長時間させることも含む）は体罰に該当します。
- ▶ 体罰は暴力です。指導の際に認められる懲戒行為（肉体的苦痛を与えないものに限られています）を超えて、暴力的な行為に及べば違法な体罰となります。**犯罪行為として刑事罰を受けることもあります。**
- ▶ 具体的には、文部科学省のホームページに体罰の事例が挙げられていますので、参考にしてください。

体罰の具体例（文部科学省のホームページを参考）

- 指導中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- 態度について指導したが、反抗的な言動をした生徒の頬を平手打ちする。
- 口頭で注意をしても言うことを聞かないため、物を投げる。
- 児童・生徒、学生がトイレに行きたいと訴えたが一切認めない。
- ➡ 参考資料
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331908.htm

◆ セクハラ（セクシャル・ハラスメント）とは？

- ▶ 二人以上の複数人の間において、当事者（被害者）の意に反した性的な性質の言動を行うこと。また、それに対応させることにより一定の不利益を与えたり、言動を繰り返すことによって生活・練習環境を著しく悪化させること。
- ▶ セクハラには、言語による行為と、身体的な行為の両方があります。
- ▶ セクハラには、**犯罪に該当するものがあります。**
- ▶ セクハラは、異性間だけではなく、同性間においても起こりうる場合があります。
- ▶ セクハラは、女性だけではなく、男性が被害に合う場合もあります。

◆ 暴力・セクハラは、なぜしてはいけないのでしょうか？

- ▶ 人間の尊厳、個人の権利を著しく侵害する行為だからです。犯罪に該当する行為も少なくありません。
- ▶ 言うまでもありませんが、生徒は指導者の所有物ではありません。なんでも好き勝手にいいわけがありません。勘違いしてはいけません。
- ▶ 指導者は、生徒を一人の人格として尊重し接する義務があります。
- ▶ 暴力・セクハラで強さは身につくはずもありません。

◆ 暴力・セクハラをしてしまった場合、どうなるのでしょうか？

- ▶ 暴力やセクハラなどを行い、その言動が発覚した場合、都道府県柔道連盟の処分を受けることになります。また、全日本柔道連盟も加害者に対し、**倫理・懲戒規定に従い、会員登録停止などの処分を行うことがあります。**
- ▶ 場合によっては、**民事責任（損害賠償責任など）を負ったり、刑事罰の対象となり、人生が台無しになることもあります。**

2

柔道界における暴力・セクハラの実態について知ろう！

全日本柔道連盟が把握している暴力・セクハラの実例を以下に挙げました。一人一人が現況を認識し、意識を高く持ち、根絶するべく努力を継続する必要があります。よりよいスポーツ文化社会の創設に、柔道界は必ず貢献できるはずです。

◆ 言語的暴力に関する具体例

- ▶ 「スポーツ特待生だから馬鹿だ」と言い、馬鹿にする
- ▶ 精神的に苦痛なことを、大声でしつこく言う
- ▶ 「死ね」などの暴言を吐く
- ▶ 差別的な発言を繰り返し行う



◆ 身体的暴力に関する具体例

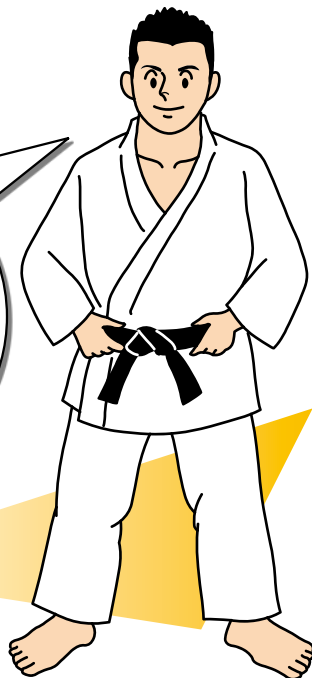
- ▶ 身体を殴る
- ▶ 木や竹刀で叩く
- ▶ 平手打ちやビンタをする
- ▶ くしゃみや唾をわざと吐きかける
- ▶ 髪を引っ張る
- ▶ 「参った」をしているのに、絞め続ける
- ▶ 関節技や抑え込みで、「参った」をしても離さない



◆ セクハラ（言語的および身体的）に関する具体例

- ▶ 性的な発言を投げかける
「胸でかいな」
「下着が透けてるぞ」 など
- ▶ 興味本位に、生理についていろいろな発言や質問をする
- ▶ 合宿中に異性の指導者が同じ部屋に泊まろうとしたり、自分の部屋に泊めさせる
- ▶ 寝技などの練習中に、不必要にお尻や胸を触る
- ▶ 体重測定のとときに異性指導者の前で下着姿にさせる
- ▶ 女子の洗濯物（下着を含む）をわざわざ男性指導者が洗う
- ▶ 合宿中、指導者が異性の部屋の中に入る
- ▶ 生徒のズボンのをわざと下ろしたりする
- ▶ 自分が使用したコップを使うように強制する
- ▶ Tシャツの上から胸をじろじろ見る

上記のような発言・行動は、
**絶対にしてはいけない
恥ずべき言動です。**
**場合によっては、
刑事罰の対象にもなります。**
自分が加害者にならないよう、
つねに気をつけて行動をしましょう。



3

指導者として気をつけましょう！ 全柔連事務局に苦情がきています！



飲み会等での態度にはとくに注意しなければなりません。

- ▶ 未成年者にお酒を飲ませたり、飲みたくない人にお酒を強要してはいけません。とくに、未成年者にお酒を飲ませることは犯罪です。
- ▶ 女性はコンパニオンではありません。女性にお酌をするよう強要してはいけません。
- ▶ お酒の場であろうがなかろうが、性的な発言をしたり、わいせつな行為をしてはいけないのは当然ですが、とくにお酒の場では気をつけましょう。お酒を理由に許されることはありません。



礼節ある態度を保持するよう心がけましょう。

- ▶ ルールを守らず横暴な態度を取るにより、周りにも自分にも悪影響を及ぼします。
- ▶ とくに対外的に横柄・横暴な態度を取り、何をやっても許されると思っているような言動は慎みましょう。



生徒に対する態度に注意しましょう。

- ▶ 団体行動上必要な場合を除き、生徒にプライベートの用事をさせるなど、生徒を私物化しているのではないかと思われるようなことは、絶対にしてはいけません。生徒も指導者も、自分のことは自分で行うことが基本です。
- ▶ 男女がいるにも関わらず、お茶くみや雑用を、女子生徒だけにさせる行為もセクハラの一つです。
- ▶ 指導の過程で熱が入りすぎ興奮してくると、言葉遣いが乱暴になったり、態度が行き過ぎる場合が見受けられます。指導中の乱暴な言葉遣いや態度にも注意しましょう。



生徒同士の関係においても、体罰やセクハラが生じていないか、指導者はつねに注意を払いましょう。

4

暴力・セクハラに関する Q&A

Q1

指導の一環であれば、殴ったり、蹴ったりしても良いのではないかな？

殴ったり蹴ったりする行為は指導の一環とは言えません。暴力を伴う犯罪行為です。絶対にしてはいけません。被害者を著しく傷つける許されない行為であるのみならず、**加害者も刑事罰を科せられ、指導者でいられなくなるなどの制裁を受けることになります。**

Q2

体罰は愛のムチであり、勝たせるためにしているなら良いのではないかな？

体罰のおかげで勝てたと信じている指導者もありますが、それは単なる思い込みです。体罰という「原因」は、勝利という「結果」に必ずしも結びつくものではなく、正しい指導方法とは言えません。事実、体罰が原因で勝利どころか自殺という悲惨な結果を招いた事例もあります。そこに愛があろうと、愛がなかろうと、まず論理的に「**体罰**」と「**勝利**」は**結びつかないことを理解すべきです。**そして、たとえ愛情があったとしても、道徳的に許されない行為であることを理解すべきです。

Q3

体罰は生徒も納得して受け入れている。同意があり、信頼関係があれば、多少の体罰は許されるのではないかな？

生徒が本当に納得しているわけではなく、拒絶できないだけの場合があります。弱い立場である生徒の心理を逆手に取り、体罰を肯定させる指導方法は、非常に卑怯なやり方です。相手は人格のある人間なのであり、指導者の道具ではありません。生徒が表面的に同意していることをもって、体罰が許されるわけではありません。生徒は拒絶できない立場にあることを十分認識することが必要なのであり、**同意があり信頼関係があろうと、決して体罰はしてはいけません。**



Q4

生徒や生徒の親が体罰を望んでいる場合は有効な指導方法として許されるのではないかな？

まず、生徒は拒絶できない立場にあることを認識しなければなりません。表面上、望んでいるような言動があっても、その場合、生徒や生徒の親は「体罰を我慢すれば強くなれるはずだ」と思い込んでいることが多くあり、どんなに不合理な要求でも、指導者の言うことをすべて聞いていれば強くなれるはずだと思い込んでいます。そのような思い込みや不安に付け込んで体罰を行うことは、許されるものではありません。**「厳しく正しい指導」と「体罰のある指導」は同じではない**ことを理解することが大切です。

Q5

稽古に熱くなると、ついつい乱暴な言葉遣いが出てしまう場合があります。これは、仕方がないのではないのでしょうか。

あくまでも稽古に集中させるための適切な発言であれば問題はありませんが、たとえば「死ぬ」「ブス」「馬鹿」などの、稽古とは関係のない**人格否定につながる発言は、一切認められません**。言葉の暴力、ハラスメントとして見なされます。

Q6

子どもが暴力が原因で柔道をやめました。その後、別の道場で柔道をやりたいと言い出したため、見学にいったところ、前の道場の許可がないと受け入れられないと言われました。本当ですか？

そのような規則は設けていません。その道場主の個人的な考えになります。暴力が原因で柔道をやめるようなことは、あってはならないことです。また、好きだった柔道が続けられなくなるように排除されるようなことも、絶対にあってはなりません。一方で、柔道を続けるために暴力的行為を我慢することも、絶対にあってはいけません。**困ったときは、まず、都道府県柔道連盟に相談**をしてください。

Q7

生徒が、試合で負けた生徒のことを殴っていました。指導者としてどのように対処したらよいですか？

生徒による生徒への暴力も見逃すことは出来ません。被害の程度が重大な場合は、**加害生徒が罪に問われる場合もあります**。指導者は生徒同士の関係にも注意を向け、生徒間で暴力行為が行われないように気をつけてください。また、生徒間における暴力行為についても、都道府県柔道連盟および全日本柔道連盟は相談にのっていますので、是非活用してください。

Q8

生徒が悪ふざけをしたり、他の生徒をいじめたりしていて注意をした。このような場合は、指導としてビンタをしたり、頭を殴ったりしてもよいでしょうか？

たとえ生徒の言動に問題があったとしても、ビンタや頭を殴ることは、体罰として禁止されている行為となります。**指導の必要のある生徒に対しては、何がどのように問題があるのか、言葉できちんと説明をしましょう。**そのほか、懲戒行為として認められている行為や、他の生徒を守るためなどに行われる正当な行為があります。以下のことは、懲戒行為・正当な行為として、認められています。

懲戒として認められる行為、正当な行為（文部科学省を参考）の例

- 練習に遅刻した生徒を試合に出さず見学させる。
- 生徒が指導者の指導に反抗して足を蹴ったため、この生徒の背後に回り、体をきつく抑える。
- 他の生徒を押さえつけて殴るという行為に及んだ生徒がいたため、この生徒の両肩をつかんで引き離す。
- 他の生徒をいじめていた生徒を指導しようとしたところ、この生徒が指導者に暴言を吐き、唾を吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかみ壁へ押し付け制止させる。

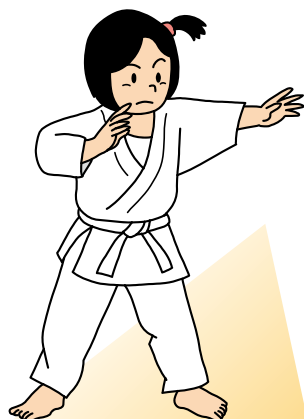
➡ 参考資料

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331908.htm

Q9

「胸が大きいな」などは、単なる冗談の一つです。言っても問題ないでしょうか？

性的な発言や卑猥な発言を相手にすることは、**本人が冗談のつもりでもセクハラに当たります。**相手が嫌がっていない場合でも、そのような発言は慎むべきです。表向きは嫌がっていないくても、ほとんどの生徒が、このような発言や発言者を心底不快に思い、軽蔑しています。それでは、指導者と生徒の信頼関係の構築もできません。



Q10

合宿中、指導者が異性の生徒の部屋に入ることも必要に応じてあります。それもセクハラになるのですか？

指導者などが生徒の部屋に入る場合、病気の看護や怪我の手当て等、緊急の場合を除き、以下の点に注意してください。①**生徒の同意を得ること**、②**ドアは必ず開けること**（密室にならないようにすること）、③**二人きりではなく、第三者を立ち会わせること**、この三点が求められます。相手の同意を得ず、密室のなかで二人きりになることは、セクハラになる場合もあります。相手の同意を得たとしても、看護や手当てなどの緊急時を除き、密室で二人きりになることは、指導者としては望ましくありません。とくに指導者に対して生徒は断りにくい立場にありますので、意識を高く持ちましょう。

Q11

夏の暑い時期に小学生の女の子を上半身裸で走らせている指導者がいました。問題ではないでしょうか？

子どもとはいえ、小学生、中学生の女子生徒にこのような行為を強制することは犯罪であり、許しがたい行為です。見かけたらすぐに中止させるべきです。また、都道府県柔道連盟、全日本柔道連盟にも通報をお願いします。

Q12

異性の指導者が、生徒にマッサージをすることは大丈夫ですか？

資格を持った専門家として行う場合は問題ありませんが、その場合でも、二人きりにはならず、個室の場合はドアを開けるなどの配慮をしましょう。**資格を持っていない場合は、同性のスタッフにさせましょう。**

Q13

暴力やセクハラの問題で声を挙げたら、逆に非難されそうで、相談や通報することができません。

万が一、暴力やセクハラ of 被害者となってしまった場合には、**まず心から信頼できる第三者に相談し、都道府県柔道連盟、全日本柔道連盟に通報してください。**不利な立場に追い込んだり、個人を特定しその情報を公表するようなことは絶対にしません。全日本柔道連盟は、被害者を守るため、最大限の努力をします。相談先一覧を参考にしてください。

- 公益財団法人日本陸上競技連盟「倫理に関するガイドライン」
URL <http://www.jaaf.or.jp/ethic/>
- IOC 統一声明「スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントと性的虐待」
URL http://players-first.jp/overseas/IOC_Consensus_Statement_Japanese.pdf
- 公益財団法人日本体育協会「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」
URL <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/gaidorain.pdf>
- コーチの役割 (the role of Coach) ノルウェー五輪委員会講習用 (youtube)
URL <https://www.youtube.com/watch?v=sNvLitky1xA>
- 全日本柔道連盟「暴力行為根絶宣言」
URL <http://www.judo.or.jp/p/15694>



困ったときはご相談ください

相談先一覧

「しない、させない、見逃さない」

● 各都道府県柔道連盟コンプライアンス担当

● 柔道目安箱

封書の郵送、もしくは、メールにて受け付け
全日本柔道連盟ホームページ上に掲載の「投稿フォーム」
(http://www.judo.or.jp/article.2132-20130801_meyasubako/attach//meyasubako_toukou.doc) に記入の上、
送付してください。

■ メール送付先：rinri@judo.or.jp

■ 郵送送付先：

〒112-0003 東京都文京区春日1丁目16番地30号
全日本柔道連盟 倫理推進室「柔道目安箱」係宛



● コンプライアンス・ホットライン

全柔連登録会員の方で、封書のみの受け付けが可能。
全日本柔道連盟ホームページ上に掲載の「受付票」
(http://www.judo.or.jp/article/2133-20130801_compliance/attach//2013hotline.doc) に記入の上、送付してください。

■ 郵送送付先：

〒105-0003 東京都港区西新橋1-21-8 弁護士ビル807号
あたらし橋法律事務所 赤堀文信弁護士気付
全日本柔道連盟コンプライアンス・ホットライン



暴力・体罰・セクハラ問題を学ぶためのガイドブック

2015年5月 初版 発行

発 行 者 公益財団法人 全日本柔道連盟

〒112-0003

東京都文京区春日1-16-30

TEL 03(3818)4199

FAX 03(3812)3995

URL <http://www.judo.or.jp/>

デザイン・印刷 株式会社 ブレインズ・ネットワーク

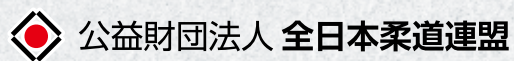
〒162-0801

東京都新宿区山吹町347 藤和江戸川橋ビル3F

TEL 03(3267)8711

FAX 03(3267)8714

URL <http://www.brains-network.com>



公益財団法人 全日本柔道連盟

